		日号外	ページ
五〇八―二	原動機付自転車について製作廃止の届出があった件	一二100	一三
五一三	施工技術検定規則第五条第一項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件	一二100	一三
五一四	施工技術検定規則第五条第二項第一号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件	一二100	一三
五一五	施工技術検定規則第五条第二項第二号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件	一二100	一三
五一六	施工技術検定規則第五条第二項第三号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件	一二100	一四
五一七	施工技術検定規則第五条第二項第四号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件	一二100	一四
五一八	特定実務経験を定める件	一二100	一五
五一九	施工技術の基礎となる工学に関する知識を習得することができるものとして国土交通大臣が定める学科を卒業した者又はこれらの者と同等以上の知識を有する者及び免除の範囲を定める件	一二100	一五
五二〇	建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件の一部を改正する件	一二100	一五
五二一	建設業法第十五条第二号ハの規定により同号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者を定める件の一部を改正する件	一二100	一六
五二二	建設業法施行令の規定により二級の第二次検定に合格した者について免除する一級の第二次検定に関する件等の一部を改正する告示	一二100	一七
五二三	建築施工管理について種別を定める等の件等を廃止する件	一二100	一七
五二四	建設業法第十五条第二号イの国土交通大臣が定める試験及び免許を定める件の一部を改正する件	一二100	一八
五二五	紋別空港の施設について告示した事項に変更があった件	一二100	一八
五二六	高速自動車国道に関する件	一六	八
五二七	令和五年法人土地・建物基本調査を行う年及び期日等を定める告示	一七	九
五二八	旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関より代表者の氏名変更の届出があった件	一七	九
五二九	貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関より代表者の氏名変更の届出があった件	一七	九
五三〇	新千歳空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件	一八105	一六
五三一	松本地標航空灯台について告示した事項に変更を加えた件	一八105	一七
五三二	新千歳空港の施設について告示した事項に変更を加えた件	一八105	一七
五三三	海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件	二二	二
五三四	旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件	二三	六
五三五	貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき適性診断の実施機関を国土交通大臣が認定した件	二三	六
五三六	船舶安全法の規定に基づき、型式を承認した件	二四	二
五三七	船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件	二四	二
五三八―二	船舶安全法の規定に基づく認定事業場が失効した件	二四	三
五四一	防災拠点自動車駐車場を指定した件の一部を改正する件	二四109	三
五四二	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二五	三
五四三	砂防法第二条の土地を指定する件	二六	三
五四四―二	測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件	二六	四
五四六	砂防法第二条の土地を指定する件	二六	四
五四七	昭和五十四年建設省告示第七百六十七号の一部を改正する件	二六	六
五四八	煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を改める件及び確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件の一部を改正する告示	二六112	一〇
五四九	船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件	二九	四
五五〇	重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件	二九113	一七
五五一	船舶安全法第二十八条第七項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、登録検査機関の登録の更新をした件	二九	四
五五二	重要物流道路及び重要物流道路と交通上密接な関連を有する道路であつて、災害により当該重要物流道路の交通に著しい支障が生じた場合における貨物積載車両の運行の確保を図るために当該重要物流道路に代わつて必要となるものを指定した件を一部改正する件	二九113	一七